

木津川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第2次）

令和 8 年 4 月 1 日
木 津 川 市 長
木 津 川 市 議 会 議 長
木 津 川 市 教 育 長
木津川市選挙管理委員会委員長

木津川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第2次）（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、木津川市長、木津川市議会議長、木津川市教育長及び木津川市選挙管理委員会委員長が策定する特定事業主行動計画です。

本市では、これまで平成27年の法の施行に基づき前計画を策定し、平成28年度から令和7年度までの期間において、女性の職業生活における活躍を推進する取り組みを行ってきたところですが、今後においても、更なる女性職員の活躍を推進するため、本計画を策定するものです。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間とする。

ただし、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間を前期とし、令和13年4月1日から令和18年3月31日までを後期とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について見直しを行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)第2条に基づき、前計画期間において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、本計画においても前計画における目標を引き継ぐこととし、女性職員の活躍を推進するための取り組みを行うこととする。

【採用の課題について】

◆設定目標

令和8年度から令和12年度までの間、技術職(土木・建築等)の採用試験の女性受験者数を毎年度3人以上にする。

※令和6年度の状況：3人

【配置・育成・教育訓練及び評価・登用の課題について】

◆設定目標

令和12年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、30%以上にする。

※令和7年度の状況：28.0%

【継続就業及び仕事と家庭の両立の課題について】

◆設定目標

令和12年度までに、平均継続勤務年数の男性と女性の差異を、1年以下にする。

※令和7年度の状況：3年4月

【長時間勤務の課題について】

◆設定目標

水曜日及び金曜日に実施している週2回のノー残業デー等により、性別に関わらず、月に60時間以上超過勤務を行う職員の割合を、令和12年度までに0にする。

※令和6年度の状況：1.92%

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

上記”3“で掲げた数値目標その他の目標の達成に向けて、次に掲げる取り組みを実施する。

なお、この取組は、各部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【採用の課題について】

◆取組案

ホームページの活用や、職員の出身校への依頼等を行うことにより女性技師の採用試験受験者数を増やしていく。

【配置・育成・教育訓練及び評価・登用の課題について】

◆取組案

係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。

また、女性職員に対する研修や外部研修（自治大・市町村アカデミー等）への派遣を積極的に行う。

【継続就業及び仕事と家庭の両立の課題について】

◆取組案

各種（子育て・介護等）両立支援制度に関する情報を、電子掲示板で常時閲覧できる状態にする。

また、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する情報の提供や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。

【長時間勤務の課題について】

◆取組案

超過勤務の縮減に向け、適材適所の人員配置を行うと共に、各所属において業務の平準化に努める。